

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No.50234

購読料 月額300円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

労働組合と文化闘争 ..... 2

社会党といわゆる「八〇年代」構想 ..... 3

総評七九年度運動方針案の問題点(一) ..... 6

参加体制で総合生活闘争を推進? ..... 10

— 電機労連第二七回大会報告 —

国鉄、七万人要員削減を公表 ..... 13

〈資料〉 国鉄再建の基本構想案(全文) ..... 16

前進する沖電気の仲間のたたかい ..... 5

■緊急号外・好評発売中■

階級的労働運動の原点 — 不況・赤字攻撃とどうたたかうか

定価 四〇〇円 (郵送費含)

# 刊 旬 社 会 通 信

NO.63

一九七九年八月二日

一九七九年八月二日  
毎月二日・十一日・二十日(三回発行)

## ■巻頭言■

## 労働組合と文化闘争

編集部には数多くの機関紙誌が寄せられる。全通中丹支部日刊紙「ちゅうたん」もその一つだ。過日、同支部青・婦部の文集「はちまき」を送ってもらった。同文集は「文化の荒廃とたたかい、生活の豊さを創造しよう」と副書されてある。今年の総評大会の運動方針には「文化」の問題が大きく掲げられている。だが、総評の運動方針にみる「文化」は、迫力に欠ける。その理由を「はちまき」は教えてくれている。

同文集には、A氏の日記が載せられてある。一九七八年一〇月一日から一七日までの生活が簡明につづられている。

「十月一日（日）はれ、週休、第一回地区自主労講『空想より科学へ』である。京都中央局で午前一〇時から。中丹からは六名（郡部から一四名）、丹後からだ、朝五時三分に起きて出てこなければならぬ……。帰宅二時三十分」

「十月四日（水）はれ、日勤（八・三〇～一六・三〇）僕は、職場で話すことがほとんどできていないだけに苦しい。学習会については、いかにすれば多くの参加者が得られるのか。みんなは何を考えているのか……？ 帰宅二時三十分」

「十月六日（金）はれのちくもり。日勤、T子さんから手紙あり。『戦争と平和』読みませんか、と。帰宅一九時二〇分」

「十月八日（日）くもり 早出（七～一五）『まなぶ』発送。いま三ヶタになた『まなぶ』。みんなの努力だなあ。しかし、もっとふやしたい。『戦士の碑』（向坂逸郎著）読み終える。この本の中では、労働大学の初代事務局長の「児島健剛氏」に一番感動した。死ぬ直前にも、あれだけの精神力、まなぶ態度、そして行動力。：：帰宅二〇時三〇分」。

「十月十一日（水）はれ 早出、指導性の問題で、きついことも言われる。こども常任委員としての自覚が必要だ。学習を！ しかし、特定局オルグ（常任が一日年休抛出で各特定局を点検にまわる）は、すすんでいる。帰宅二時三〇分」

「十月十七日（火）はれ 日勤、賃金日である。しかし、手取り五万八二八〇円とはおそまつな。仕事する気もなくなってしまう。いろいろ支払いの計算をすれば、残るのは二万円ちょっとになる。一ヶ月もつ、やろか。このごろ自分自身、無理して仕事しているなあと感じる。やはり『完配せんなん』という気が働くのかとはしている。そうすると疲れる。年配の人なんか、オレよりえらいやろなあ。みんなもつとゆつくりやればいいのに……！と思うのである。それには、やはり五人組の班会議での討論が大切やなあ。：：『はちまき』の原稿は、二〇日でメ切りやけど、何人の人が出しているやろか。オレが一番おそいくらいやろか。帰宅一七時一〇分」

多くの仲間の生活もほぼ同様であろう。早出、日勤、中勤といった不規則な労働態様、そして遅い帰宅。このなかで考え、学び、行動している。たたかいのなかで労働者の自覚が高まり、成長してゆくことを、この日記は生き生きと伝えている。

(K)

## 社会党といわゆる「八〇年代」構想

—

総評の富塚三夫事務局長が去る六月二五日付「総評新聞」に「社会党と総評との支持・協力関係を見直したい」と「問題提起」したことは、各方面に批判や反論を含むさまざまな反応をひき起した。

富塚事務局長は、その反論のなかで、何か「社会党の支持・協力をはずすことが、総評・社会党を軸とする日本の大衆運動が飛躍する契機になるかのような」主張を展開し、さらに「八〇年代」をさかんに連発していたように思われる。

一方、突如として総評側から、問題提起とはいえ、「三下り半」の縁切状を突きつけられた社会党側では、「統一自治体選挙も総括の中途、秋には解散・総選挙必至というに、いったい総評は何を考えているのか」という受けとめ方が総体的に多く、政審の労働政策委員会のように、さっそく「反論」の要望意見を取りまとめて多賀谷書記長に届ける場面さえ起こった。

だが、社会党内の一部には、「すでに予定の行動」として、さっとこれを受け取り、労働局・企画局を中心にただちに「党側で積極的に検討し、タイアップすべきだ」とする速応的な動きがあり、終始その部分が「八〇年代論議」を先行させていたことも事実のようだ。

実際、党員の誰もあづかり知らぬうちに、党中央執行委員会には、「五人委員会」が生まれ、「八〇年代構想小委員会」とうたわれるようになり、「作業」の方はどんどん進んでいくという状況があるようで、かつて全党的に定着していた機関中心の党運営は、今日、飛鳥田委員長すら十分知らされずに「裏工作」が先行する風潮が濃くなっているという。

このため、党員ですら、「いまの社会党はどっちを向いているのかわけがわからない」というようになり、「政党支持」問題のような重大なテーマが、労働者党員の会合すらもたれずに既成事実化されるという珍現象がもちこまれていた。

社会党と総評の間では、政党支持問題はとうの昔に論議・決着済みの問題であり、太田・岩井ライン時代に、七項目五原則として態度がだされている。また、理論的な問題でいえば、「社会主義政党和労働組合」の緊密な協力関係を否定することは、労働組合運動の死につながることであって、再論の要はない。社会党の側からすれば、これを「支持せよ」と押しつける性質のものでないことぐらひは理解されているはずであって、問題が起るとすれば、労働組合が「社会主義政党和絶縁」しようとする内容であり、そのなかに含まれる意図であろう。

富塚事務局長の提起の「意図」は、「これを契機に、手づくりの国民春闘路線の突破口

を開き、労働戦線統一問題、労組と政党とくに公明党など中道四党との関係改善で糸口をみつきたい”というところにあるとみられる。

いわば、社会党との縁切りを手土産にして、“開かれた総評”の店開きをねらったとみるべきだが、いったい、これで労働者は、十分納得がゆくのだろうかといいたい。

たしかに、形式的には、総評がいかなる政党を支持しようが、協力関係を打ち切ろうが自由だが、かつて、社会党の「反独占・社会主義」の諸方針に賛同し、支持協力を持続してきた総評が、一転して、社会党の反対を力で抑えこんで複数党支持へ回るということであれば、相当な大衆的討論と意志統一が不可欠であり、一朝一夕にきめられる性質のものではなくなるのではないか。

問題の核心は、総評と社会党の関係は、「反独占」に象徴される階級性、戦闘性を基礎に築かれてきた関係であり、その変更は、総評労働運動のあり方に根本的にかかわってくるものであるという点だ。

今回の富塚提起なるものに関連して、労働者側が注目しなければならない論点はそこにある。したがって、もしかりに、野党とくに中道四党が、様変りをして、“戦闘的階級政党”へ脱皮をするというのなら、総評富塚提起の意味もまた積極的な役割を果たしたことになるかも知れない。

## 二

だが、残念なことに、世にいう“中道四党”は、ほんらい全野党共闘の隊列のなかにぶら下がっていたものが、「階級的政党」との対決を旗印にして連合した保守補完連合である。

そして、今日「低成長時代」を錦の御旗にしますます、残された「革新性」を放棄しつつある状況なのだ。

社会党の内部にも、このような傾向を積極的に評価する部分があることは、最初にふれたが、たとえば、その安保問題に関連する論旨は次のようなものとなる。

「安保のもつ内容は、すでに硬直化し、空洞化している。これに最初からこだわって、中道派との一致点が見出せないことは、全くもって非現実的であり、愚かなことといわなければならない」、「最近、世界の大勢に逆行して、ソ連との関係を強めている共産党が、入口で安保廃棄にこだわるならば、社会党は、ちゅうちょなく、同党とは手を切り、他の中道派を引きつけて、八〇年代の革新戦線の再生をめざすべきであろう」（『しんろ』三月号巻頭言）。「社会党は、反安保Ⅱ革新という六〇年代の世界情勢の分析と訣別するところが大事である。反独占Ⅱ反体制、反安保Ⅱ中立という単純な図式をもって革新の踏み絵とする発想はやめなければならない」（『しんろ』六月号、「社会党再生にむけて」西村真次）

西村真次氏（ペンネーム）は、現社会党中執曾我裕次氏であると広くいわれている。この論旨は、安保問題にあることはいうまでもないが、その結論は、「社会党の中道化」に

ある。

いかなる意見を持とうとも自由だが、それは形式の悪用によって、このように変化するのだ。中道は、革新からの脱落派であり、政治的には、体制補完派である。「反独占」や「革新」を超えて、勤労大衆に利するか否かを問うまでもなく、それは、反労働者機能を果たしており、まず、労働者の糾断をうけねばならない。

まして、社会主義をめざす社会党であれば、ソ連という図式を使って社共を切るという「図式」と「踏み絵」こそナンセンスではあるまいか。問題は、そのような自己矛盾をとって反社会主義、中道派志向に走る傾向こそ総評―社会党の危機の根元であるといわねばならないということである。とりわけ、同じ社会党の飛鳥田委員長が、「日米安保条約とあらゆる軍事ブロック、とくに核戦略体制に反対し、軍縮、緊張緩和、平和共存を推進する」(『現代社会主義研究』創刊号、「燃えたつような論争を」ときっぱりと)といっているのと比較して、あまりにも対象的な姿勢ではないだろうか。

社会党中執委には、さきの「八〇年代構想小委員会」とは別に、「平和安全保障小委員会」が設置され、「多極化時代の非武装・平和中立と日本の平和保障政策」案を論議する予定といわれているが、かりに、原案のよし悪しをみるまでもなく、西村の発想と「踏み絵」によって、社会党の基本政策を討議しようということであるならば、社会党内外の憤激を呼びおこす結果となろう。

さて、論点がそれだが、社会党はいま、「開かれた総評」論の提起をどのようにうけとめ、労働運動の強化にのぞむべきか、「八〇年代」をかけて問われている。

われわれにとって、「八〇年代」論議の本質とは、そういうところにあるといふべきであり、党と労組の本来の正しい協力関係をこの論議をつうじて明らかにしつつ、革新の主体性を確保・発展させねばならないといえるだろう。

### 前進する沖電気の仲間のたたかい

沖電気の仲間のたたかいは広がっている。沖の仲間じしんのたたかいは統一にむけた努力が高まっているし、全労働者階級でも、沖のたたかいが心をとらえつつある。

前者についていえば、沖の仲間たち、「撤回させる会」(共産党系)、「支援共闘会議」(社会党系)、「対象者の会」の三つのグループが、七月二四日、総評大会の初日、「支援共闘会議」の名ではあるが、統一して、総評大会に参加される代議員・傍聴者の皆様に訴えます」と題するチラシを配布した。

後者についていえば、国労大会での「民間の仲間の実態は、沖電気に見られるように三池以来の指名解雇、指名休業とうさまさまな首切り攻撃の中で、紙ペラ一枚でクビとは許せないと裁判闘争、やむなくやめていった仲間の家庭に足を運んでの追跡調査をして、労働者の実態を直視してたたかい、首切りを認めない労働組合を強化する以外にない」と報告されています。私たち国労は、もっと民間のたたかいに学ぶ姿勢が問われている」と発言に止められるように、全労働者階級のたたかいとして位置付ける気運も高まっている。

沖の仲間、そして中小民間の仲間のいっそうの努力を心から期待したい。

## 総評七九年度運動方針案の問題点(一)

### 槇枝・富塚指導部と総評路線

七六年七月の総評大会で、市川・大木指導部は槇枝・富塚指導部に交替した。七六年度運動方針案は市川・大木体制のもとで作成されていたので、槇枝・富塚ラインは七七年度運動方針案で、はじめて、また、はっきりと示されることになった。七七年度運動方針案の特徴は、(一)連合時代への対応、安定成長時代への対応、(二)それまでの反独占民主主義統一戦線にかわる反自民統一戦線、(三)『安定成長時代』に対応するため、賃金闘争のソロ・ガンで『大巾賃上げ』から『実質賃金の維持向上』に変えた(『朝日』、七七・七一・一九)ことと三点であった。翌七八年の総評大会でも右の三点をうけついで七八年度運動方針案が提出されたが、(一)連合時代という認識の甘さが指摘され、(二)反自民の幅広い結集路線の内容が問題にされた。反独占統一戦線の明確な路線をうちだすことが求められ、運動方針原案の「中期的には反自民、反独占の立場にたつが、連合時代では反自民の結束で目標に迫る」という表現のうち、「中期的」が「基本的」と修正された。商業新聞は、総評は反独占を再び重視するようになり左寄りにもどったと報道した。

このような経過をへて、七九年六月二六日、槇枝・富塚ライン三度目の運動方針案が総評拡大評議員会に提出された。総評七九年度運動方針案は、一、一九八〇年代を展望した運動の基調、二、闘いの総括、三、情勢について、四、運動の重点課題の四部からなる。

以下、本稿では、総論部分、一、運動の基調について検討し、七七年度運動方針にみられた三つの特徴がどのように変容しつつ再現しているかをあきらかにしたい。

### 七〇年代の総括なき「八〇年代路線」

一、運動の基調は、I一九八〇年代とは、II八〇年代の労働組合の要求・政策の視点、III八〇年代運動の主體的課題という順序でのべられている。なぜ、今後の運動の方向を見定めるのに、「闘いの総括」からはじめないで、「I一九八〇年代とは」(八〇年代の日本社会の枠組)という叙述からはじめめるのか。ちょうど七七年度運動方針で、「今後の労働運動の基調」が(1)連合の時代、(2)反自民統一戦線形成へ、(3)国民春闘の強化、(4)主体性の強化という順序でのべられ、「連合時代」の説明から、それへの対応としての労働運動が論じられたのと、同じ手法がとられている。

### 「連合時代の労働運動」の意味するもの

自民単独政権維持が危ぶまれた七五・七六年に独占資本が中道左派連合工作にのりだしたことを、新しい時代として固定したとらえたことばが連合時代である。中道左派連合だけではなく、社共連合政権成立の可能性をふくむものとされることにより、このことばは階級的力関係の分析にもとづくきびしい検討をうけないで流布された。七七年総評調査年報には「『連合時代』と労働運動」という題がつけられたほどである。

しかし「連合時代への対応」という行動理念は、「産業構造転換をつうじて福祉型経済へのスローガンと同様、経済同友会を震源地とするイデオロギーの表現である。企業レベルで労働組合を経営参加にひきこむ工作がなされるように、国民経済レベルでは経済同友会イデオロギー（進歩的仮面をかぶった資本家イデオロギー）への労働組合のひきこみが画策される。「連合時代への対応」を総評が主要スローガンとしたことは、このひきこみ工作にのったことをいみする。奇術師が大きな布をかぶせて机の上にあった物を変えるように、資本家団体は表向きは「〇〇時代」ということばを国民全体にかぶせながら、机の下では、反合理化闘争をたたかい抜く階級的労働組合にたいする露骨な破壊工作をつづけている。分析すべきは、このようなからくりである。

#### 運動論を欠くエコノミスト的分析の新东方針

ところが、七九年度運動方針は、「一九八〇年代とは」という題で、つぎのようにばくぜんとした八〇「年代」の説明をする。八〇年代の日本社会の枠組の特徴はつぎのとおりとされる。

(1)「一九八〇年代というのは、スタグフレーションの時代である」、(2)日本では「どういふ型の経済に転換するかという問題はまだ未解決のままである。これがいまの情況である」。「革新側の主張であった輸出主導から福祉型経済への転換はまだ実現していない」、(3)「日米経済戦争は鉄、カラーテレビ、電々公社とどまるところを知らず、ついに日本の経済構造の転換まで要求しはじめている」、(4)独占資本の対外進出がすすみ国内雇用が停滞する可能性がある。

(1)(2)は、八〇年代になってもこれまでと同様、国家独占資本主義体制であるということであり、(3)も、資本主義諸国間の対立がつまり政治的調整の必要がますますということこれまでの傾向の確認である。(4)が日本独占資本の蓄積行動の最近の特徴であるといえよう。八〇年代の日本経済の動向分析から、今後の労働運動の基調をひきだすというにしては、あまりにも運動の分析を欠いたエコノミスト的分析ではないか。七四～七八年不況下に、いかに独占資本が合理化と賃金ストップによる企業体質の強化、構造不況法を利用したカルテル行為に努力し、銀行政府、などがいかに政策的、組織的に、反合理化闘争をたたかう労働者排除の工作をすすめたかの分析がないとすれば、一九七九～八〇年の「日米の経済構造」の分析としても、そのもっとも主要な部分の分析が欠けているといわざるをえない。このような分析には深い違和感を感じる。

#### 労組は残っても労組運動はなくなってしまふ

しかも、右のような内容空疎な八〇年代情勢分析から、つぎのような運動論がひきだされる。「こうした情勢からいえることは……真に福祉型の経済構造を八〇年代に実現しようと思うならば、むしろ独占を規制するさまざまな運動をとおしてわれわれが新たに作りださなければ実現しないものである」。総評七九年度運動方針は、七九年度の運動ではなく、まず八〇年代の運動を問題にする。今日、現在、独占資本が政府の政策の手を借りて労働者に加えている賃金抑制、組織的合理化、総評のJIC化工作の攻撃にたいして反撃する運動をさしおいて「中期的な」八〇年代という名の未来の「独占を規制する」運動がとりあげられる。このとりあげかたは、たんに順序の問題ではない。後者を運動の基調にす

えることにより、前者が、そのような中期的政策闘争を前提する闘争として位置づけられるからである。「独占を規制する」運動がうやむやにお茶をにごされると、前者すなわち賃金闘争、反合理化闘争、組合組織攻撃にたいする反撃までも、うやむやにされる恐れがあるからである。

朝日新聞は、拡大評議員会の翌日、早速、社説「現実主義を強めた総評」を掲げ、「このままでは労組は残っても労働運動はなくなってしまうのではないか」。こんな言葉を最近何人かの人から聞いた。……新方針草案は三つの柱から成り立っている。一つは『反自民』を共通の目標にした多数派の形成。二つ目は総評の主体性の強化。三つ目は、参加の促進である。……スト至上主義から参加方式への変化に加え、総評は国際路線でも西ドイツ型運動を目標にする方針を固めているようだ」とのべた。(『朝日』、七九・六・二七)。「労働運動はなくなってしまうのではないか」という声がでるのは、今、下部の労働者が受けている独占の首切り、賃金抑制攻撃にたいする反撃が論じられないで、〇〇年代という未来における「独占を規制する」運動が論じられるからである。

### 「反独占」ではなく「競独占」の新方針

七九年度運動方針案は、△反独占とはなにか▽を論じているが、その内容は、「競独占」つまり独占資本と労働組合が「政策の質」で競りあうことにはなっていない。「反独占」ではない。ここでも、また、話は、「八〇年代とは」という定義からはじまる。まあ、静かに聞いてみましょう。

「八〇年代とは……独占本位の社会か国民本位の社会かが鋭く対立する時代である。しかしながら他方ではまた……政治は誰がやっても同じというように現実の政策の可能性の枠がせばまる時代でもある。……中道の抬頭……もそこから生れる。ミクロの個別企業の中では賃上げを自粛したほうが利潤もふえて雇用も安定し、将来の賃金もふえるように見える。そのために賃上げの可能性は経営の厚い壁に阻まれているが、マクロの日本経済全体からみれば、賃上げをしなければ、すなわち国内需要の拡大がなければ日本経済の発展を、ひいては将来の雇用拡大の可能性もない。……このように賃金や雇用の問題は、マクロの立場にたつか、ミクロ(企業内)の視点に立つかによってまったく相反する路線がある。ミクロかつ短期の立場に立つのが日経連であり、マクロかつ中期展望の立場に立つのが労働組合である」。

独占資本と労働組合は階級的に対立するものではないのか。日本の国家独占資本主義は、個別企業の蓄積行動すなわち賃金抑制、雇用合理化、カルテル行動をつうじた価格支持、設備廃棄をつうじた利潤追求行動によって発展してきた。個別企業の行動がミクロの行動であり、それらの個々の行動の結果の総体が、日本経済の発展というマクロの動きである。ミクロとマクロとは、日本経済の個々の構成要素と日本経済全体のことであり、「ミクロ(企業内)の視点」だけが資本家的立場で、後者、つまり日本経済全体の発展をかんがえる立場は、資本家の立場ではなく労働者の立場であるということはできない。日経連、経団連、経済同友会、日商など資本家団体もまた、日本の国家独占資本主義体制全体の発展を願っている。資本家もまた、資本家的立場、利潤追求の立場にたちつつ、「マクロかつ



中期展望の立場」にたつて日本経済を進展させ、発展の方向を決定している。労働者は利潤の処理、資本蓄積の方向決定にたいする発言権を奪われ、日本経済の発展の方向を決定できる地位にはない。

この現実を無視して、労働組合が「マクロの日本経済全体」の発展方向を舵取りできる地位にあるかのように幻想するとき、労働組合の立場を「マクロかつ中期展望の立場」と宣言することになる。このような直接には資本家的でもなければ労働者的でもない国民経済的立場とは、じつは、資本家が自己の利益を追求した政策案に、国民的合意をとりつけるときに用いるお定まりのことばである。七九年度運動方針の最大の特徴は、この国民経済的立場を「マクロかつ中期展望の立場」といいかえて、労働組合の立場として宣言した点にある。それだけでなく、これが、総評のいう「反独占」の立場だということである。

「八〇年代は好むと好まざるとにかかわらず、独占の側からの見直し大行進と革新の側からの諸制度の全面的見直しとの対決の時代だといっても過言ではない。その見直しのしかたが、彼らの場合には企業発展論や赤字財政論（行財政効率論）であるのに対して、われわれの場合には労働者や国民の立場に立った再評価であるという基本的なちがひがある。保守と革新のちがひは、このように政策の質にかかわっているのである。こういうものを総合したものをわれわれは反独占とよぶ。」

これでは、独占とたたかうことではなく、独占と「政策の質」を競い合うことを「反独占」とよんでいるにすぎない。いくら「われわれは反独占とよぶ」といっても、これは、独占とたたかう反独占ではなく、「競独占」である。富塚事務局長のいう「大きな視野でものを考える」（注）ことは、この「マクロかつ中期展望の立場」「国民経済的立場」にほかならない。

（注） 社会党をどうする―核心インタビュー―毎日七七・七・二〇 富塚発言。

「大切なのは党大会の代議員構成をどうするかだ。これまでは協会系が選挙運動をして代議員を獲得するので、大きな視野でものを考える国会議員と議論がかみ合わなくなっている。党大会の代議員構成を国会議員が三分の一、党支持の労組が三分の一、地域活動に従事している層から三分の一ずつというふう

に、三分の一構成に改革すれば民主的な党に生れ変わると思う。」

（雨宮 純・つづく）

## ◆編集部からのおねがい◆

▽敵、独占の攻撃は巧みな時間差をもってすすめられるのが特徴です。第五九号で紹介した総資本の春闘総括、そして六一号の七九春闘の総括視点でもあきらかなように、総資本に残された道は資本主義合理化を「体制的合理化」としてなりふりかまわず押し進める以外に方法をもちません。

組合大会シーズンの幕明けでもあります。組合大会の報告、職場、地域での闘い、学習会報告等を寄せて下さい。字数は二千程度、経験を交流し、共に学び合うためにも本誌に投稿いただければ幸いです。

▽『社会通信』は現在、月額三〇〇円でみなさんのお手元に送本しております。諸物価の値上がりもあり、ページ数をこれ以上ふやすことは容易ではありません。他方、私たちをめぐる情勢は、帝国主義諸列強の地位の低下とともに、はげしく動いています。すべての分野において、さらに内容を充実させるためにも、ぜひまわりの仲間におすすめ、もっとも購読者をふやしていただきたいと思えます。

# 参加体制で総合生活闘争を推進？

——電機労連第二七回大会報告——

## 電機労連大会の焦点

電機労連第二七回定期大会（七・四〜六、於仙台市）のハイライトは労働戦線統一問題。大会冒頭堅山委員長の「電機労連の提案」につづいて恒例の主要労組の見解表明。恒例というのは七一年第一九回大会に労働四団体、JC、主要単産首脳が勢揃いして、労働戦線統一について見解を表明して以降、まとめ役をもって任ずる電機大会詣でが続いている。今回も総評富塚、同盟天池、中連岡村、新産別小方、JC宮田、政策推進労組会議橋本、センセン宇佐美、私鉄黒川、電通共闘及川の各代表が出席してそれぞれ電機提案に賛意を表明しつつ、労働戦線統一を八〇年代労働運動の最重要課題とすべきことを強調した。

## 労働統一問題と堅山提案

最初に堅山提案の内容をみておこう。堅山委員長はまず「労働戦線統一の条件が成熟しつつある」として次の四点を指摘する。

- 一、自民党政権に代わって政権を担当する革新政治勢力の結集と、政策・制度闘争の推進のために、労働戦線統一が大きな影響をもつに至った。
- 二、政府・資本の結束した力に対抗するために、労働組合の力と政策を強化し、参加体制の推進が必要であり、労働戦線の統一はこれに大きな役割りを果たす。
- 三、ナショナルセンターの枠組みをこえた民間労組の横断的共闘の拡大と、民間先行結集への合意の拡大。
- 四、国際情勢の流動化と、総評の新たな国際労働運動の展開（米、英、西独労組との交流、TUAC加盟、東京労組首脳会議のホスト）

以上の認識のうえに次の五項目が提案された。

- 一、統一実現のため、あらゆる勢力を継続することを相互に確認する。
- 二、すべての労働組合が結集できる一つの全国組織をつくることをめざし、当面、民間労組の結集を先行し、その結集後の一定期間内に全的統一の実現をはかる。
- 三、統一のための基調は最小限にとどめる（①労働組合は政府・資本・政党から独立した自主的組織であり、要求実現のため力と政策を発揮する、という労働組合の基本性格を認める。②議会制民主主義を尊重し、反自民、革新の政党と協力することを原則とするが、政党の支持協力関係は単産の自主的決定に委ねる。③労働組合の国際的な活動や提携を強化し、とくに共通課題の多い資本主義諸国の労働組合との関係を重視する。④運動の課題は労働諸条件の改善、完全雇用の確保、社会保障の拡充、産業・企業の民主化、平和と民主主義を守る、ことにおく。
- 四、この統一構想、運動の基調に賛成する民間労組で統一準備会を発足させる。
- 五、統一促進のなかで戦線統一に対する大衆教宣の徹底、可能な中央・地方における共同行動のつみあげ、分裂組織の統一への条件づくりを行なう。

### 堅山提案の背景と本質

これに対して富塚総評事務局長と天池同盟会長の発言が注目された。富塚事務局長は「電機労連の調整工作を高く評価し、電機提案に基本的に賛成できる」と積極的対応を表明し、①相互尊重、民主的話し合いのルールを確立し、中傷・誹謗をやめる、②大衆にわかりやすい公開の話し合い、③話し合いと併行して統一行動の前進、など「小異を捨てて大同につくこと」を強調した。

天池同盟会長は「堅山提案と微妙なくちがいがある」として次のように同盟の態度を表明した。

①全的統一は理想であり、いまは統一に一步ふみ出すときだ。民間先行、労働組合主義を堅持し、民間の統一完成後、三年後に全的統一の話し合いをする（註、全的統一の実現ではない）。

②労働組合主義の内容を明示する。政策は変わるが、共産主義労働運動と対決する民主主義労働運動の基本は変わらない。

③統一の必要性、大義名分と、八〇年代の目標（経済・産業政策、労働外交など）を明らかにする。

④政治路線は議会制民主主義に立って、反自民、左右両極の全体主義に反対する。特定政党支持はきめない。

⑤国際路線は自由な国の労働組合の話し合いが必要である。条件ではないが、新ナショナルセンターは、国際自由労連に加入することが一番効果的である。共産主義労働運動と民主主義労働運動の話し合いの余地はない。

⑥すすめ方は、入口で問題点を解決し、各単産大会後、任意の懇談会をもち、見通しをたてて前進すること。

このほか黒川私鉄副委員長の「慌てずゆっくり」と、及川電通共闘委員長の「急げ」のさやあても注意をひいた。

堅山提案は、春闘期間中を通して続けられた各組合との話し合いの結果をまとめたもので、ここには重要な対立点となっている「労働組合主義」にかわって「労働組合の基本性格の確認」とか、「国際自由労連指向」を消して「資本主義国労働組合との関係重視」とか、「全的統一」の目標を示すなど、注意深い配慮がちりばめられており、いわば現実の対立点を抽象化して労働四団体間の歴史的妥協を求めたものといえるだろう。

しかしいかなる労働運動をつくり上げようとするのか、その真意は「成熟した統一の条件」のなかに明らかであろう。それは次のように読みかえることができる。

①社公民路線を推進する労働運動、②参加体制を推進する労働運動、③民間労組主導の労働運動、④国際自由労連を指向する労働運動。

われわれはもはや脱出口を見出せなくなった資本主義の深刻な危機のなかで、たたかわなくなつた労働組合運動の現在の危機状況を生み出したものが、七〇年代労働運動を主導した日本型ビジネスユニオンイズムの指導にあつたことを強く指摘しなければならぬだろう。ビジネスユニオンイズムは、①生産性向上に協力、②産業の発展に協力、③ナショナルインタレスト（国益）に協力、をワンセットとする労働運動であり、資本主義の体制危機を回避する役割りになってきた。

われわれはこのような労働運動を克服しなければならぬと考える。いますすめられてくる労働戦線統一が、日本型ビジネスユニオンイズム主導のもとにあることを鋭く見詰めるな

ければならないだろう。

### 運動方針の特徴は時短と「参加」

大会論議では中小組合から、天池発言を危惧するわずかの発言があったほか、大手組合の翼賛演説でうめられた。このほか七九春闘の総括に関して、時間短縮要求が全く前進しなかったこと、産業別最賃闘争が不十分に終わったことについて、きびしい批判が行なわれ、八〇年春闘では必ず時間短縮をたたかいたいとすることが確認されるなど、労働強化や雇用保障に強い関心が示されたことが注目された。

もう一つ注目しなければならないのは、「八〇年代前期における電機労連のビジョン——改革と参加をめざす中期運動方針——」（草案）が提案されたことである。この方針は一年間職場討議に付し、八〇年の大会で最終的に決定することになっている。

草案は第一部これからの運動をとりまく情勢、第二部電機労連の運動理念とこれからの運動の基調、第三部これからの運動目標と具体的方針、の三部からなっている。草案の全面的検討は別の機会にゆずるとして、ここでは第二部運動の理念と基調を紹介しておこう。まず電機労連結成の一九五三年以降二七年の運動を、「経済闘争重視の運動路線と、結成以来社会党支持を貫きつつも、相互不介入の政治路線が、今日の電機労連の発展を招いた」と総括する。何を実現してきたのか。「高度成長期においては、たえまない技術革新と新製品開発の競争にさらされながら、高度の成長を達成し、一方では時短、定年延長などで先駆的な成果をあげ、企業と労働者の「両者共利」を実現してきた」、そして「その媒体となったのが強力な単産の指導下の企業別労働組合であった」とする。

しかし石油危機後の情勢変化によって、労働運動の質の転換を迫られることになったとして、今後は「政治闘争と経済闘争の分野がお互いにオーバーラップする総合政策、総合生活闘争の方向を志向すべきである——パッケージ型の運動」という。その目標は、

- ①労働者の生活ビジョンの確立
- ②政治の流動化と連合の時代に対応した政治革新の実現
- ③経済の国際化に対応する国際労働運動の変化
- ④雇用確保のための経済政策、産業政策の確立
- ⑤産業別組織、産別機能の強化と財政基盤の確立
- ⑥労働戦線の統一

の六つの柱にしぼる。この目標達成のために、①運動領域の拡大と各級組織の責任分担の確立②ナショナルセンターは経済政策・社会政策、国際的機能の強化。産業別組織は賃金政策の実践、産業政策活動の推進。企業別組織は労使協議制の拡充と職場参加。

②参加運動の拡大③参加が労働者の生活改善のカギであり、労働生活の人間化を達成する手段である。職場レベルの経営参加、産業・国・自治体レベルの社会的参加を追求する。

③労組の社会的責任と市民・地域活動との結合。

以上のような運動の理念と基調は第三部において具体化されるが、総合生活闘争を参加体制のなかで推進する方向が、電機労連に限らず他の労働組合（総評を含めて）にも拡大していることを重視しなければならない。

## 国鉄七万人要員削減を公表

七月二日国鉄は、七七年一二月に閣議了解をえた「日本国有鉄道の再建の基本方針」にもとづく検討結果、「国鉄再建の基本構想案」を公表した。七七年暮からの検討結果だといふ。以下、国鉄広報部発行の機関紙「つばめ」第五四六号をもとに、要旨を紹介したい。出現したマル生の亡霊Ⅱ「三方一両損」

はじめに資料の構想案、別表ⅠⅡをみていただきたい。構想案は全文二〇〇〇字たらずの短いものだが、この表は、いわんとするところをよく語っている。

記事には、高木国鉄総裁は、七月四日の「全国総局長・管理局長会議」で、要旨「①運賃値上げによる増収活動、②いわゆる構造的欠損についての大幅な助成措置、行政措置、③昭和六〇年代において国鉄の要員規模を三五万人体制確立する、ことによって国鉄再建をなすことを決意した」とある。

かつて、七一年当時のマル生攻撃では、「三方一両損」という思想攻撃がふきあれていた。国には財政負担、労働者には合理化、利用者には運賃値上げというのである。そして「俺がやらねば誰がやる？」の号令でマル生がふきあれた。

「勝利した」とはいいつつも残ったものは、機械化による合理化、外注化による合理化、合理化につぐ合理化による職場の荒廃と輸送の不安全である。そして、不死鳥のごとくよみがえった日本資本主義の強搾取の支配体制であった。

### 焦点は差引き七万人の首切り

営業収入の五〇%以内を人件費とすること、そして、国鉄労働者一人当りの営業収入を倍近い一、一〇〇万円とすること、そのために徹底した合理化をおこなうこと、資料はこれを明らかにしている。

「……私はさまざまな検討を行った結果、六〇年度における要員規模三五万人体制をもって国鉄の運営にあたることを決心し……従来からの近代化、合理化施策の徹底的な深度化、需要に見合った列車体系等の刷新、管理機構の単純化、すべての部門における作業体制、勤務体制の業務の実態にあわせた見直し、職員一人ひとりの能率の向上等業務全般にわたる見直しを行う必要があるとともに、一部運輸営業の廃止、旅客、貨物駅でのサービスの割り切りも伴いますが、このような効率化なくしては再建ができないという見地から、敢えて踏みきることにした」と開き直って、「……言うまでもなく、労働組合の協力を得ることが必要となりますが……」という。何とも、ずうずうしい限りである。

いわゆる「構造的欠損」部分についての総裁説明をみてみよう。

「……具体的には、――

#### (1) 過去処理対策

▽累積欠損に対する過去債務の棚上げ   ▽年齢構成の歪みから生ずる退職金の異常増加分に対する対策   ▽年金制度の成熟度起因する国鉄の超過負担分に対する対策

#### (2) 前向き対策

▽地方交通線、地方バス路線欠損対策　▽通学定期公共割引対策　▽工事負担軽減対策」つまり、はっきり求めているのは「棚上げ」の箇所のみであり、それ以外は「対策」を求めている。

たとえば、年金法の統合理理化ができ上がれば事たりのであり、行政指導による対策では保障の限りではないし、いわんやそれは、国鉄のいわゆる線区別採算主義を地元自治体が押しつけられても、当該自治体が赤字という今日であれば手のつけられないものであることも、多くを語る必要はない。

「……私は、職員以上の努力を要望するとともに、私自身も多くの問題、例えば、その間国鉄職員の生活の安定をどのようにして図ってゆくかの問題、大量退職時代を迎えるにあたって多くの高齢者に対し、どのように雇用を確保していくかの問題等々を解決していく覚悟であります……」、とは、おそれいっただけのものである。

わざわざ働く場所を探すから「やめろ」というのである。三〇年も一所懸命に働いてきた労働者に、充分な年金で余生を楽しんでください、というのが本当の常識である。「現行賃金マイナス年金額」の職場確保に努めるからやめろ、とは、何と血も涙もない総裁である。

「定年制のない国鉄」パンフの白々しい今日、この白々しさを無くすことだ。食うために働かざるをえない高齢者が、しかし楽しく、安心して、年金だけで生活できるようにするまで働き続けられる、さまざま条件を整えることである。

総裁の決意は、そこを号令することであり、首切りを督促するのでは夢見は悪かろう。安全無視の合理化、正確さはその危険な証

「この際、職員諸君に一言申し上げます」といいつつ、「第一は、安全、正確な輸送の確保です。……第二は、フロントサービスの向上を図ることです。顧客に対する親切、ていねいな応答は、国鉄職員としてわきまえるべき最も基本的な態度です。……」という。

今日、安全を言いつつ、現場労働者に「不安全でよい」「事故がおきたら処置する」といいつづけてきたのはだれか。個々の官僚や職制を通して総裁様が言わしてきたのである。無用の機械を血税をおしみなくはたいて買い込み、安全を無視して職場に配置し、合理化とさわいで「手抜き」作業を強制してきたのが国鉄当局である。

国鉄労働者の仕事を奪い、首切りを進め、不安全輸送を強行してきた「わきまえない総裁」が、国鉄職員としての「わきまえ」を語るのである。しかし、現在もつとも注目しなければならぬことは、さきの国労全国大会でも論議されたが、この当局の提案は、実践に移されていないことではないだろうか。反合理化闘争の再構築が求められるゆえんである。

## 資料

## 国鉄再建の基本構想案（全文）

## 一、経営の重点化

経済発展の基調が安定成長に移行したことに加えて、近年、交通市場においては、高速道路、航空機網の整備が急速に進められるなど、国鉄をめぐる環境はきわめて厳しい。

このようななかにあつて、都市間、大都市圏の旅客輸送及び大量、定型貨物輸送は、省エネルギー、安全性、大量性等の面で今後とも鉄道特性を發揮し得る分野であるので、国鉄は、これらを中心に、公共輸送機関としての役割を果たすため、効率的輸送システムの形成を図るとともに、輸送サービスを充実、強化することを指向する。

その他の、輸送需要が少なく、鉄道特性を發揮し難い分野については、輸送力、営業範圍の縮小などの減量化施策を講ずる。

このような経営の重点化をすすめるなかにおいて、総力を挙げて収入の増加と経費の節減に努める。〔別表Ⅰ参照〕

## 二、三十五万人体制

上記の経営の重点化をすすめるとともに、業務運営全般について、近代化、合理化、勤務体制の見直し、管理部門の簡素化等を徹底することにより、昭和六十年代において、東北・上越新幹線の開業による要員増を含め、職員「三十五万人体制」を実現する。

これにより、営業収入に対する一般人件費の比率は、おおむね五〇%となる。これは、戦後、収支が均衡していたときとほぼ同様の水準であり、健全経営の基盤が将来に向かって固まることとなる。

国鉄は、今後十年間に約二十万人が退職する「大量退職時代」を迎えることとなるが、この間の後補充を半数以下にとどめるべしとする意見がある。しかし、このような長期間においては、エネルギー問題等、不確定な変動要因も予想されるので、当面、昭和六十年代三十五万人体制をめざすこととし、今後の輸送需要の動向、職員需給の推移等を勘案しつつ、さらに六十年代に向けて効率的運営の徹底を図り、要員の見直しを行う。

## 三、運賃

運賃については、計画期間を通じ、法定限度の範囲内において、消費者物価の動向にも配慮しつつ、所要の改定を見込まざるを得ないが、需要の動向、他運輸機関、特に競合する民鉄、航空等との関係などを考慮しつつ、経営の自主的判断のもとに、きめ細かな工夫を凝らし、適時適切に改定を行う。

このため、線区別、地域別運賃の導入、定期割引率の修正、貨物等級制の廃止など、逐次、従来の運賃制度の手直しを行う。

## 四、工事規模

工事規模については、借入金依存による投資に伴う資本費の増加が経営の圧迫要因となっている現状からすれば、極力これを圧縮する必要がある。

当面は、事業運営の基盤を維持するうえで、老朽劣化設備の取替え、安全の確保、合理化のための工事及び大都市圏輸送の改善が不可避であり、これとあわせて最盛期を迎えた東北新幹線完成のための投資を加え、この計画を通じ、現状程度の規模に抑制する。

## 五、関連事業、資産処分

(1) 関連事業については、既存の事業分野の充実、旅客ターミナル施設等新規事業の積極的開発をすすめ、収入の増加を図る。

(2) 資産処分については、不用資産のほか、現事業用地についてもより有効な利用を図るなど、用地の生み出しに努め、その売却を促進する。このほか、地上権の一部売却による高層住宅の開発、認定の開発、認定道路敷、駅前広場の適正処分等新たな対策を講じ、収入の確保に取り組む。

## 六、公的助成

〔別表Ⅰ〕

1 経営指標

	昭和54年度	昭和60年度
旅客輸送量(億人キロ)	約 1,960	約 2,050
貨物輸送量(億トンキロ)	約 400	約 400
職員数(人)	424,000	350,000
職員1人当り 営業収入(万円)	625	約 1,100
職員1人当り 人トンキロ (万人トンキロ)	55	70
一般人件費対営業収入 国鉄計(%)	74	54
うち幹線(%)	65	50

注)昭和54年度輸送量は、53年度実績見込みである。

〔別表Ⅱ〕

昭和60年度試算

(単位・億円)

	昭和54年度	昭和60年度
収入	29,473	44,600
うち営業収入	26,204	38,600
支出	38,471	50,200
うち一般人件費	19,475	20,900
特定人件費	2,205	6,100
損益	△ 8,998	△ 5,600
一般純損益	△ 8,152	500
特定純損失	△ 846	△ 6,100

2 地方交通線対策

地方交通線については、運輸政策審議会国鉄地方交通線問題小委員会の報告の趣旨に沿い、必要の立法措置とすることとする。

(1) 国鉄路線として維持する路線(約4,000キロ)については、徹底した合理化と特別運賃の段階的設定によって、収支の改善を図る。

(2) バス輸送の方が適切な路線(約5,000キロ)については、地方協議会の選択に基づいてバス輸送等への転換を図るが、当面、昭和60年度までの間は、輸送密度2,000人以下の路線について転換を予定し、その余の路線については、計画終了時点までにその後のあり方を検討する。

なお、転換までの間、合理化及び特別運賃の段階的設定を行う。

注) 1. 損益には、東北・上越新幹線開業に伴う損益を含まない。  
2. 特定人件費、特定純損失は、退職金、年金負担額のうち、特定分を計上した。ただし、54年度特定純損失については、退職金の特定分のみを計上した。

しい経営改善計画を策定する。

むすび

以上の基本構想に基づいて、今後更に具体的な検討をすすめ、昭和五十五年からの新しい経営改善計画を策定する。

国鉄財政の収支均衡は、昭和五十年代を通じ経営健全化への努力を尽くすことにより、上記の行財政上の支援と相まって、昭和六十年度に、今後開業する新幹線に伴う損益を除く一般純損益(損益から退職金及び年金負担額の超過負担分を特定損失として除外したもので)で達成することとする。以後、健全経営を維持することにより、全体の収支均衡をめざす。

〔別表Ⅱ参照〕

八、収支均衡

国鉄財政の収支均衡は、昭和五十年代を通じ経営健全化への努力を尽くすことにより、上記の行財政上の支援と相まって、昭和六十年度に、今後開業する新幹線に伴う損益を除く一般純損益(損益から退職金及び年金負担額の超過負担分を特定損失として除外したもので)で達成することとする。以後、健全経営を維持することにより、全体の収支均衡をめざす。

八、収支均衡

近年の公共輸送の重視、省エネルギー対策等の諸要請に応えつつ、効率的な輸送体系の形成に寄与するため、将来にわたり、国鉄の機能、役割をより有効に生かし得るよう、国及び地方公共団体の適切な行政上の措置が緊要である。特に、他交通機関と国鉄とがそれぞれ適切な分野において、その機能を發揮し得るよう、投資配分、運賃、その他各般にわたる調整を要望する。

七、行政措置

工事費負担軽減対策 等を要望する。

② 前向き対策として▽地方交通線・地方バス路線欠損対策▽通学定期等公共割引対策▽

① 過去処理対策として▽過去債務対策▽退職金増加対策▽年金負担増加対策

に、公的助成の拡充、たとえば、助成については、国鉄の経営努力のみでは解決し難い、いわゆる構造的問題対策を中心